

# 食肉格付体制の強化について

【担当省庁】 農 林 水 産 省

## 奈良県における取組

### 現状と課題(背景・要望する理由等)

- 枝肉の格付は、公益社団法人日本食肉格付協会(以下、「格付協会」という。)が農林水産省の承認を得て制定した「牛枝肉取引規格」及び「豚枝肉取引規格」に基づき、全国の食肉卸売市場及び基幹的な産地食肉センター等で実施しており、適正な価格の形成と、生産、流通の合理化におおきな役割を果たしている。



枝肉の格付は、公益社団法人 日本食肉格付協会が農林水産省畜産局長の承認を得て制定した「牛枝肉取引規格」及び「豚枝肉取引規格」に基づき、全国の食肉卸売市場及び基幹的な産地食肉センター等で実施しております。



(出典:公益社団法人日本食肉格付協会HP)

- 全国の食肉卸売市場等のうち、格付協会が専従職員を配置していない「委嘱格付場所」には、委嘱格付員が配置されており、その養成研修や認定試験は格付協会が行っている(R5年度:42箇所、106名)。

- 委嘱格付場所は、人事面や経費面から、格付頭数に見合った少人数の委嘱格付員の配置となっており、急病や長期の入院が重なる等不測の事態により委嘱格付員が不在となった場合、格付ができなくなる。
- 格付協会には、委嘱格付場所に代替の格付員を派遣する制度がなく、こうした委嘱格付員が不在の場合でも、代替要員を派遣してもらえない。
- 格付がないと卸売ができないため、市場が成立しなくなる。最悪の場合は市場閉鎖となり、格付がないことを原因として食肉の流通に支障が生じる。

令和5年度 市場取扱状況

(消費税額等含む)

	開催日数	取引頭数 (頭)	枝肉重量 (kg)	枝肉取引額 (円)	枝肉1頭平均		
					重量(kg)	取引額(円)	kg単価(円)
牛	139日	2,624	1,205,178.40	1,782,670,366	459.29	679,371	1,479
豚	60日	2,567	195,451.00	113,850,966	76.14	44,352	583

### 国にお願いすること

- 不測の事態の際には委嘱格付職場へ代替の格付員を派遣することができるよう格付協会へ支援いただく等、全国各地の市場において格付ができないことにより食肉の流通に支障が生じない方策を検討されるようお願いする。

【県担当部局】 食農部畜産課